

佐農政第3268号  
令和8年2月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 富高国子

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (442054)
地域名 (地域内農業集落名)	下切畠地区 (尾岩、細田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- 平成18年4月に近隣の細田地区も含め農事組合法人を設立し、水稻・麦・大豆・野菜などの作物栽培をしている。雇用についても、若者の雇用ができる。
- 令和4年度から市内では初となる先進技術フォアスの導入と区画の拡大のために基盤整備事業を行っており、作業の効率化を進め、将来にわたり地域農業を継続できるように取り組むとともに企業参入を受け入れ約2haにキウイフルーツを植栽している。
- 遊休農地を県事業で整備予定。整備後は畠作物と水稻を作付け予定。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- 水稻を主要作物としつつ、麦、大豆等地域の生産に取り組みを行う。
- 尾岩・細田地区は、農事組合法人に集約化を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

法人への農地の集積・集約化を推進する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用を基本として集積・集約化を図る。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的な水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や更新に努める。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

保全組織、自治会、法人等と協力し地域の農地を守っていく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策として防止柵の設置や捕獲を検討する。

②有機農業に取組む。

③ドローンによる農薬散布を実施する。

⑤農地の高収益化を目標に、果樹栽培の取組みを行う。

⑦⑧保全組織を中心に農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。